

内 訳 書

1 契約単価

1. 4円

2 支払金額

一月ごとの支払金額は、上記1の契約単価に当該月の印刷枚数を乗じて得た金額に当該金額の10%の額（課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額として）を加算した金額（円未満端数は切捨て）とする。